

公認会計士法施行令等の一部を改正する政令新旧対照条文

目次

本則

一 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）…………… 1

二 公認会計士法施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百四十号）…………… 9

附則

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）…………… 10

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）…………… 11

○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）…………… 12

改正案	現行
<p>（旅費及び日当）</p> <p>第三条 法第三十三条第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基づいて出頭した参考人又は鑑定人が法第三十三条第二項（法第十六条の二第六項、第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき請求することができる旅費及び日当の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員が受ける鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当に相当する額とする。</p> <p>第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの</p>	<p>（旅費及び日当）</p> <p>第三条 法第三十三条第一項第一号又は第二号の規定による命令に基づいて出頭した参考人又は鑑定人が同条第二項の規定に基づき請求することができる旅費及び日当の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員が受ける鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料及び日当に相当する額とする。</p> <p>第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの</p>

規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。)に該当することにより同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない発行者(同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号、第二十九条の二第一項及び第三十条において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

二 金融商品取引法第五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する特定有価証券(同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この号において「特定有価証券」という。)の発行者であつて、次のいずれにも該当しない者
イ・ロ (略)

(法第二条第一項の業務に関与する社員等の範囲)

第十四条の二 法第三十四条の十一第一項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 被監査会社等の財務書類について監査法人が行う法第二条第一項の業務(次号、第三号及び第六号において「対象業務」という。)に関与する社員

二 対象業務について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員(同条第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。次条第六号及び第二十三条第二号ロにおいて同じ。)

三 対象業務について法第三十四条の十の五第一項の規定による指

規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。)に該当することにより同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない発行者(同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号並びに第三十条第三号及び第六号において同じ。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ・ロ (略)

二 金融商品取引法第五条第一項(同法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する特定有価証券(同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この号において「特定有価証券」という。)の発行者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者
イ・ロ (略)

(新設)

定を受けた社員（同条第五項又は第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。次条第六号及び第二十三条第二号ハにおいて同じ。）

四 前三号に掲げる者を管理する者としての地位にある社員

五 業務の品質の管理（法第三十四条の十三第三項に規定する業務の品質の管理をいう。第二十三条第二号ホにおいて同じ。）の方針を策定し、及びその実施の状況を検証する社員

六 前各号に掲げる者のほか、対象業務に重要な影響を与えることができる社員として内閣府令で定めるもの

（監査法人に係る著しい利害関係）

第十五条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

一〜五 （略）

六 被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与する者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員若しくは法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員又はこれらの者の配偶者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

（監査法人に係る著しい利害関係）

第十五条 法第三十四条の十一第二項に規定する政令で定める関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する監査法人又はその社員と被監査会社等との間の関係とする。

一〜五 （略）

六 前三号に該当する場合を除き、被監査会社等の財務書類について監査法人の行う法第二条第一項の業務にその社員として関与した者若しくは被監査会社等の財務書類の証明について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員若しくは法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員（同条第五項又は第六項の規定により指定を受けたとみなされる者を除く。）又はこれらの者の配偶者が被監査会社等と次のいずれかの関係を有する場合

イ・ロ (略)

七 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と前号イ又はロのいずれかの関係を有する場合

八 監査法人の社員の半数以上の者が、その配偶者につき、被監査会社等と法第二十四条第一項第一号に規定する関係を有する場合

(有限責任監査法人に係る特別の利害関係)

第二十三条 法第三十四条の三十二第一項に規定する政令で定める特別の利害関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第一号において同じ。）又は監査法人と登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）との間の関係とする。

一 (略)

二 監査法人の社員のうちにその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である者（次に掲げる者に限る。）がいる場合

イ 当該登録有限責任監査法人の計算書類（法第三十四条の十六第二項に規定する計算書類をいう。）について当該監査法人が行う法第二条第一項の業務（ロ、ハ及びヒにおいて「対象業務」という。）に関与する社員

ロ 対象業務について法第三十四条の十の四第一項の規定による指定を受けた社員

イ・ロ (略)

七 第四号から前号までに該当する場合を除き、監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等と同号イ又はロのいずれかの関係を有する場合

(新設)

(有限責任監査法人に係る特別の利害関係)

第二十三条 法第三十四条の三十二第一項に規定する政令で定める特別の利害関係は、次の各号に掲げる場合における当該各号に規定する公認会計士（法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第一号において同じ。）又は監査法人と登録有限責任監査法人（法第三十四条の二十七第一項第二号ロに規定する登録有限責任監査法人をいう。以下同じ。）との間の関係とする。

一 (略)

二 監査法人の社員のうちにその配偶者が当該登録有限責任監査法人の社員である者がいる場合

(新設)

(新設)

ハ 対象業務について法第三十四条の十の五第一項の規定による指定を受けた社員

(新設)

ニ イからハまでに掲げる者を管理する者としての地位にある社員

(新設)

ホ 業務の品質の管理の方針を策定し、及びその実施の状況を検証する社員

(新設)

ヘ イからホまでに掲げる者のほか、対象業務に重要な影響を与えることができる社員として内閣府令で定めるもの

(新設)

三 監査法人の社員又はその配偶者のうちに過去一年以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者(社員の配偶者にあつては、前号イからへまでに掲げる者の配偶者に限る。)がいる場合

三 監査法人の社員又はその配偶者のうちに過去一年以内に当該登録有限責任監査法人の社員であつた者がいる場合

四 (略)

四 (略)

(上場会社等の範囲)

第二十九条の二 法第三十四条の三十四の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(新設)

一 金融商品取引所に上場されている株券等(金融商品取引法第二十三条第三項に規定する特定上場有価証券を除く。)の発行者

二 金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定により認可金融

商品取引業協会の登録を受けた株券等(金融商品取引法施行令第二二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券を除く。)の発行者

三 金融商品取引所にその発行する株券等を上場しようとする者で

あつて、当該金融商品取引所の定める規則により当該株券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同法第二条の三第四項に規定する特定組織再編成発行手続をいう。次号において同じ。）又は有価証券の売出し（同法第四条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。同号において同じ。）を行うため、同条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするもの

四 金融商品取引法第六十七条の十一第一項の規定によりその発行する株券等について認可金融商品取引業協会の登録を受けようとする者であつて、当該認可金融商品取引業協会の定める規則により当該株券等に係る有価証券の募集又は有価証券の売出しを行うため、同法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするもの

2

前項各号に規定する株券等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 金融商品取引法第二条第七号に規定する優先出資証券
- 二 金融商品取引法第二条第九号に規定する株券
- 三 金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する受益証券発行信託の受益証券（有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。第七号において同じ。）に該当するものであつて、受託有価証券（同令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第七号において同じ。）が前二号又は次号に掲げるものであるものに限る。）

四 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第一号又は第二号に掲げるものの性質を有するもの

五 金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で第一号、第二号又は前号に掲げるものに係る権利を表示するもの

六 前各号に掲げるものに表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

七 金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に規定する信託の受益権（有価証券信託受益証券に該当するものであつて、受託有価証券が第一号、第二号又は第四号に掲げるものであるものに限る。）

（社員の数）

第二十九条の三 法第三十四条の三十四の六第一項第三号へに規定する政令で定める数は、五とする。

（新設）

（最低資本金の額）

第二十九条の四 法第三十四条の三十四の六第一項第四号ロに規定する政令で定める金額は、社員の総数に百万円を乗じて得た額に相当する金額とする。

（新設）

（共同監査人等の数）

第二十九条の五 法第三十四条の三十四の十三第二号イに規定する政令で定める数は、一とする。

（新設）

2| 法第三十四条の三十四の十三第二号ロに規定する政令で定める数は、四とする。

(外国会社等財務書類の対象となる有価証券)

第三十条 法第三十四条の三十五第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八| 前各号に掲げるものに表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

九| (略)

(外国会社等財務書類の対象となる有価証券)

第三十条 法第三十四条の三十五第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

(新設)

八| (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する者は、新法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が三年以上であって、新法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（公認会計士法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項に規定する者は、新法第十五条第一項に規定する業務補助等の期間が二年以上であって、新法第十六条第一項に規定する実務補習を修了し、同条第七項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者とみなす。</p>

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表（第二十五条、第三十四条関係） 一～四（略）</p> <p>五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の六の規定による審判手続が行われるとき。</p> <p>六～二十四（略）</p>	<p>別表（第二十五条、第三十四条関係） 一～四（略）</p> <p>五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われるとき。</p> <p>六～二十四（略）</p>

○ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百八十二号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第十六条の二第六項及び第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項（同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の六の規定による審判手続が行われる場合</p> <p>五～十七（略）</p>	<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十三条第一項（同法第三十四条の二十一の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による処分（同法第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る事件についてのものに限る。）又は同法第五章の五の規定による審判手続が行われる場合</p> <p>五～十七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一 （略）</p> <p>二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の六の規定による審判の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）<u>、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</u></p> <p>二十三〜四十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（企画市場局の所掌事務）</p> <p>第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p> <p>十七〜十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第三条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十一 （略）</p> <p>二十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六章の二及び公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の五の規定による審判の事務（金融商品取引法第百八十条第一項及び公認会計士法第三十四条の四十二第一項の規定により審判官が行うものを除く。第十条第十一号において同じ。）<u>、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</u></p> <p>二十三〜四十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（企画市場局の所掌事務）</p> <p>第四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十五 （略）</p> <p>十六 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p> <p>十七〜十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>第十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二〇十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十七條 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 公認会計士法第三十一条の二第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二〇十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十七條 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 公認会計士法第三十一条の二第一項及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の五の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>
<p>2 (略)</p> <p>第十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二〇十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十七條 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 公認会計士法第三十一条の二第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(総務課の所掌事務)</p> <p>第十條 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。</p> <p>十二〇十五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(企業開示課の所掌事務)</p> <p>第十七條 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十 公認会計士法第三十一条の二第一項及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の五の規定による審判手続開始の決定に関すること。</p>